

介護老人福祉施設重要事項説明書

施設名：特別養護老人ホーム 渋谷区美竹の丘・しぶや

渋谷区美竹の丘・しぶやにおいて実施する介護老人福祉施設サービス事業（特別養護老人ホーム）は、介護老人福祉施設事業者である渋谷区が、社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団に委託した事業です。

以下、施設におけるサービス等に関する重要事項について説明いたします。

1 施設の目的

渋谷区美竹の丘・しぶやは、介護保険法令に基づき施設サービスを提供することにより、入居者の皆さまが有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援します。

2 施設の概要

(1) 施設名及び所在地

施設の名称	特別養護老人ホーム 渋谷区美竹の丘・しぶや
所在地	渋谷区渋谷一丁目18番9号
介護保険指定番号	(東京都1371301688号)

※短期入所生活介護併設

(2) 職員体制

職 種	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者（施設長）		1名		1名
医師（内科・皮膚科・整形外科・精神科）	医師		8名	8名
介護支援専門員 （生活相談員と兼務）	社会福祉士 介護支援専門員	6名		6名
栄養士	管理栄養士	1名	1名	2名
機能訓練指導員	作業療法士 理学療法士	1名 1名		2名
看護職員	看護師	9名	2名	11名
介護職員	介護福祉士 ヘルパー資格	79名	25名	104名

※短期入所生活介護を含む

3 設備概要

部屋の名称	規模・数量	部屋・設備の用途
居室	22ユニット 155室（全室個室） 3階～9階 ※内ショートステイ 4ユニット28室 4階	全室個室です。7～8人のユニット（生活単位）で、それぞれの生活ペースに合わせてお過ごしいただけます。各室にはトイレ、洗面台、電動ベッド、ローボード等が設置されています。

部屋の名称	規模・数量	部屋・設備の用途
食堂兼機能訓練スペース (リビング)	各ユニット 3階～9階	各ユニットのリビングとなる場所です。お部屋を出て、少人数の家庭的な生活空間で、ゆったりと日常生活をお過ごしいただけます。
レクリエーションコーナー	3階～7階に 各1箇所	行事やクラブ活動での利用をはじめ、休息、ご歓談等、自由な空間としてご利用いただけます。
機械浴室	・ストレッチ式 4・5・6・9階 ・チェアインバス 3・5・6・7・ 9階	入浴の際、座位が取れない方等のためのスト レッチャー式の機械浴や、専用の車いすのまま入浴できるチェアインバスを設置した浴室です。
個別浴室	3・4・7・8階	基本的に座位が取れる方の一人用サイズ浴槽です。
美・理容室	6階 1箇所	美容・理容のための設備です。
歯科診療室	7階 1箇所	歯科健診や口腔衛生等のための簡易な設備です。渋谷区歯科医師会の協力により、健診等にご利用いただきます。
医務室	8階 1箇所	利用者の心身の健診や健康相談に使用します。
看護師室	8階 2箇所	薬剤や衛生材料等の管理及び作業を行います。
相談室	1階 1箇所	ご利用者やご家族とのご相談等に使います。
厨房	1階 1箇所	全電化、新調理システムを導入した厨房で、美味しい食事づくりを追求していきます。

4 サービス概要

(1) 施設サービス計画の立案と実施

- ① 介護支援専門員がご本人及びご家族の希望をうかがった上で、介護職員・看護師・作業療法士・理学療法士・栄養士・生活相談員等の関与により原案を作成します。
- ② ご本人及びご家族を交えた協議により、施設サービス計画の同意を得ます。
- ③ 自己決定を尊重し、適切な選択が図られるための情報提供に努めます。
- ④ 状態に変化等がある場合は、迅速かつ柔軟に施設サービス計画を変更します。

(2) 食 事

	概 要
食事時間	朝 食 午前8時00分～9時30分 昼 食 午後0時00分～1時30分 夕 食 午後6時00分～7時30分 おやつ 午後3時～4時

食 種	主 食 米飯、粥、麺類、パン類 副 食 常食、一口大、きざみ食、ソフト食 療養食 介護保険法に定める医師の指示せんに基づく療養食
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の時間はおおむね上記の時間を目安に、ご本人のペースで召し上がっていただくことができます。 ・ 季節や行事にちなんだ特別メニューもご用意いたします。

(3) 入 浴

① 入浴形態

機械浴	ストレッチャー式	座位を取ることが困難な方でも、安楽な姿勢で安全に入浴していただけるお風呂です。
	チェアバス	専用の車いすで入っていただくお風呂です。
個別浴		基本的に座位が取れる方の一人用サイズのお風呂です。

※体調等の事情により入浴できない方は、清拭、足浴等により清潔を保つための援助をいたします。

② 回数等

週2回ご入浴いただくことができます。入浴援助は、プライバシーとくつろぎに配慮し、原則としてマンツーマンで行います。

(4) トイレ（排せつ）

お体の状態やご希望に合わせて、自立に配慮した援助を行います。各室にトイレが設置されていますので、気兼ねなくご利用いただけます。また、個室により排せつ援助全体のプライバシーが守られます。

(5) 機能訓練

作業療法士・理学療法士によるアセスメントに基づく生活環境の整備、福祉機器の選定、日常生活でできる訓練及びアドバイスを受けることができます。

(6) 生活相談

生活相談員（介護支援専門員兼務）が、生活全般に関するご相談やその他サービス全般に関するご意見・ご要望等のご相談をお受けいたします。

(7) 健康管理

① 主な内容

毎日の健康管理	月間計画	年間計画
1. 医師の回診 2. 治療処置および諸検査 3. 内服薬管理・与薬 4. 一般状態のチェック	1. 体重測定 2. 歯科健診（年2回の健診で、順次全員が受診していただけます）	1. 健康診断（年1回） 2. インフルエンザ予防接種（公費負担・自己負担あり）

② 嘱託医

	医師名	診療科	回診日	医療機関
管理医	中村 穰	内科	毎週月曜日	東京原宿医院
〃	及川 武史	内科	毎週火曜日	おいかわ内科在宅クリニック
〃	北野 裕巳	内科	毎週木曜日	サン・キタノクリニック

	医師名	診療科	回診日	医療機関
従事医	* 渋谷区医師会から派遣されます。	整形外科	月 2 回	
〃		精神科	月 2 回	
〃		皮膚科	隔週水曜日	
〃		耳鼻咽喉科	隔月 1 回	
〃		眼科	隔月 1 回	

③ 協力病院

名称	所在地	電話番号	診療科目
内藤病院	初台 1-35-10	3370-2351	内 (胃腸/呼吸器)・外
厚生中央病院	目黒区三田 1-11-7	3713-2141	内・外・整形・脳神経・皮膚・眼・耳・泌尿器

④ 歯科

渋谷区歯科医師会による年 2 回の歯科定期健診を受けていただき、治療が必要な状態となった場合、各歯科医院の往診対応を行っています。

(8) 美容・理容サービス

施設内で、実費負担により出張美容・理容が受けられます。

(9) 要介護認定申請手続きの代行

要介護認定の申請手続きの代行を行います。

(10) レクリエーション

リビングでゲームや体操等をお楽しみいただける他、サークル活動をはじめ季節行事や地域行事への参加も企画してまいります。

5 利用料金

(1) 基本施設利用料金

① 単位表 (ユニット型指定介護老人福祉施設サービス費) (1 日につき)

主な算定項目	単 位
要介護 1	670 単位
要介護 2	740 単位
要介護 3	815 単位
要介護 4	886 単位
要介護 5	955 単位
a 個別機能訓練加算	1 日につき 12 単位
b 個別機能訓練加算Ⅱ	1 ヶ月につき 20 単位
c 精神科医療養指導加算	1 日につき 5 単位
d 自立支援促進加算	1 ヶ月につき 280 単位
e 看護体制加算Ⅰ	1 日につき 4 単位
f 看護体制加算Ⅱ	1 日につき 8 単位
g 夜勤職員配置加算	1 日につき 21 単位
h 日常生活継続支援加算	1 日につき 46 単位
i 褥瘡マネジメント加算Ⅱ	1 ヶ月につき 13 単位

主な算定項目	単 位
j 排せつ支援加算 I	1ヶ月につき10単位
k 科学的介護推進体制加算	1ヶ月につき50単位
l ADL維持加算 II	1ヶ月につき60単位
m 生産性向上推進体制加算 II	1月につき10単位
n 高齢者施設等感染対策向上加算 I	1月につき10単位
o 高齢者施設等感染対策向上加算 II	1月につき5単位
p 協力医療機関連携加算	1月につき100単位（～R7.3.31まで） 1月につき50単位（R7.4.1～）
介護職員等処遇改善加算（I） ※R6.6月より適用	基本サービス費に加算を加えた単位数に加算率（14.0%）を乗じ算定
介護職員等処遇改善加算（II）（6.0%）、 特定処遇改善加算 I（2.7%）、介護職員 ベースアップ等支援加算（1.6%） ※R6.5月まで適用	基本サービス費に加算を加えた単位数に加算率（合計10.3%）を乗じ算定
初期加算	1日につき30単位（入居の日から30日間のみ）
入院・外泊時加算	1日につき246単位（6日まで）
療養食加算	1食につき6単位 ※適用ある方のみ
配置医師緊急時対応加算	適用ある場合に算定
看取り介護加算	適用ある場合に算定 ※必要時ご案内します。
安全対策体制加算	入所時に20単位加算
経口維持加算（I）	適用ある場合に算定
認知症ケア推進加算（II）	適用ある場合に算定
退所時栄養情報連携加算	適用ある場合に算定
退所時情報提供加算	適用ある場合に算定

②1か月（30日）あたりの標準的負担額（利用者負担第4段階の方）（単位：円）

介護保険自己負担額1割負担の方

※介護保険自己負担額は、端数切り上げ

区 分	介護保険自 己負担額(a~p の加算及び介護職 員等処遇改善加算 (I)を含む)	居住費 (1日あたり 2,066円)	食料料金 (1日あたり 1,445円)	日用品費 (1日100円 の場合)	合 計	
介 護 度	1	29,248	61,980	43,350	3,000	137,578
	2	31,857	61,980	43,350	3,000	140,187
	3	34,653	61,980	43,350	3,000	142,983
	4	37,301	61,980	43,350	3,000	145,631
	5	39,872	61,980	43,350	3,000	148,202

※ R6.7まで滞在費は2,006円/日となります。

※ R6.5まで介護職員等処遇改善加算（I）14.0%は、介護職員等処遇改善加算II（6.0%）、特定処遇改善加算I（2.7%）、介護職員ベースアップ等支援加算（1.6%）の合計10.3%となります。

- ※低所得の方には、軽減措置が設けられています。
- ※施設入居後30日に限り、上記の介護保険自己負担額に、1日当たり38円が加算され割増の金額になります。
- ※入居期間中に入院・外泊した期間の取り扱いは、介護保険給付扱いに応じ、6日間は通常どおりお支払いいただきます。居住費については、入院中も通常どおりお支払いいただきます。ただし、居室を短期入所生活介護（ショートステイ）に提供していただいた場合、料金はいただきません。
- ※施設の加算状況により利用料金の変動があります。
- ※介護保険自己負担額は、地域単価10,900円にて計算しています。

③1か月（30日）あたりの標準的負担額（利用者負担第4段階の方）（単位 円）
介護保険自己負担額2割負担の方 ※介護保険自己負担額は、端数切り上げ

区 分	介護保険自己負担額 (a~pの加算及び介護職員等処遇改善加算 (I) を含む)	居住費 (1日あたり 2,066円)	食事料金 (1日あたり 1,445円)	日用品費 (1日100円の場合)	合 計	
介 護 度	1	58,496	61,980	43,350	3,000	166,826
	2	63,715	61,980	43,350	3,000	165,519
	3	69,307	61,980	43,350	3,000	177,637
	4	74,602	61,980	43,350	3,000	182,932
	5	79,744	61,980	43,350	3,000	188,074

- ※ R6.7まで滞在費は2,006円/日となります。
- ※ R6.5まで介護職員等処遇改善加算 (I) 14.0%は、介護職員処遇改善加算II (6.0%)、特定処遇改善加算I (2.7%)、介護職員ベースアップ等支援加算 (1.6%) の合計 10.3%となります。
- ※施設入居後30日に限り、上記の介護保険自己負担額に、1日当たり75円が加算され割増の金額になります。
- ※入居期間中に入院・外泊した期間の取り扱いは、介護保険給付扱いに応じ、6日間は通常どおりお支払いいただきます。居住費については、入院中も通常どおりお支払いいただきます。ただし、居室を短期入所生活介護（ショートステイ）に提供していただいた場合、料金はいただきません。
- ※施設の加算状況により利用料金の変動があります。
- ※介護保険自己負担額は、地域単価10,900円にて計算しています。

④ 1 か月 (3 0 日) あたりの標準的負担額 (利用者負担第 4 段階の方) (単位 円)

介護保険自己負担額 3 割負担の方

※介護保険自己負担額は、端数切り上げ

区分	介護保険自己負担額 (a~p の加算及び介護職員等処遇改善加算 (I) を含む)	居住費 (1日あたり 2,066 円)	食事料金 (1日あたり 1,445 円)	日用品費 (1日100円 の場合)	合計	
介護度	1	87,744	61,980	43,350	3,000	196,074
	2	95,572	61,980	43,350	3,000	203,902
	3	103,960	61,980	43,350	3,000	212,290
	4	111,903	61,980	43,350	3,000	220,233
	5	119,617	61,980	43,350	3,000	227,947

※ R6.7 まで滞在費は 2,006 円/日となります。

※ R6.5 まで介護職員等処遇改善加算 (I) 14.0%は、介護職員処遇改善加算 II (6.0%)、特定処遇改善加算 I (2.7%)、介護職員ベースアップ等支援加算 (1.6%) の合計 10.3%となります。

※施設入居後 30 日に限り、上記の介護保険自己負担額に、1日当り 112 円が加算され割増の金額になります。

※入居期間中に入院・外泊した期間の取り扱いは、介護保険給付扱いに応じ、6 日間は通常どおりお支払いいただきます。居住費については、入院中も通常どおりお支払いいただきます。ただし、居室を短期入所生活介護 (ショートステイ) に提供していただいた場合、料金はいただきません。

※施設の加算状況により利用料金の変動する場合があります。

※介護保険自己負担額は、地域単価 10,90 円にて計算しています。

(2) その他の料金

①日用品費

ご利用者の希望等により、身の回り品として日常生活に必要な物品を提供するための費用です。次のパックのうち、いずれかをご希望によりお選びください。

日用品費パック 1

内 容	1日当たりの費用
歯ブラシ、口腔ブラシ、歯みがき粉、入歯用品 (入歯用歯ブラシ・入歯洗浄剤)、舌クリーナー、タオル、ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、石けん、シャンプー、等の個人用日用品	90 円

日用品費パック 2

内 容	1日当たりの費用
歯ブラシ、口腔ブラシ、歯みがき粉、入歯用品 (入歯用歯ブラシ・入歯洗浄剤)、舌クリーナー、タオル、ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、石けん、シャンプー、髭そり、シェービングフォーム等の個人用日用品	100 円

②趣味のクラブ活動の材料費

個人の嗜好、選択によりかかる材料費等については、実費負担していただきます。

③医療費や美・理容サービスなどに係る経費

別途料金がかかります。

④嗜好飲料費

個人で希望され召し上がるコーヒー、ココア、カルピス等の嗜好飲料費は、1日30円をご負担していただきます。

※その他、個人で必要なものは、実費をご負担いただく場合があります。

(3) 施設利用料金の支払

施設利用料金のお支払いは、基本的に口座振替でお願いします。

サービス利用月の翌月20日までに料金の請求をいたします。口座振替日は、請求月の27日となります。入金確認後に領収書を発行いたします。

6 施設の入退居とその手続き

(1) 施設の入居とその手続き

入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。その際、本説明書をご本人及びご家族に説明します。

(2) 施設の退居とその手続き

① ご利用者のご都合により退居される場合は、30日間の予告期間において文書にてお申し出願います。

② 次のいずれかに該当した場合、事業者は30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、ご本人またはご家族との了解を得られた場合、30日間の予告期間を短縮することができますものとしします。

ア ご利用者が利用料金の支払いにおいて、正当な理由がなく2か月以上遅延し、事業者が利用料金の支払いを催告したにもかかわらず、納付期限（催告通知日から30日間）までに支払いがなかった場合

イ ご利用者が病院または診療所に入院し、その後、明らかに3か月以内に退院できる見込みがないと判断された場合

ウ 利用者の病状・心身の状態が著しく悪化し、当施設での医療・介護サービスの提供では適さないと嘱託医師及び施設管理者が判断した場合

エ 利用者及び家族・代理人等が故意または重大な過失により、事業者やサービス従事者または他の利用者等の生命、身体、財産、信用、人格等を著しく傷つけ、または事業者の事業運営に支障を及ぼす行為を行った場合

オ ご利用者が、事業者や受託者のサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

カ 諸般のやむを得ない事情等により介護老人福祉施設を閉鎖または縮小する場合

③ ご利用者が、要介護認定の更新において、非該当（自立）または経過的要介護（要支援）と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

- ④ 以下の場合、双方の通知がなくとも自動的に契約を終了いたします。
 - ア ご利用者が、他の介護保険施設等に入居した場合
 - イ ご利用者がお亡くなりになった場合
- ⑤ ご利用者が、入居後「生活保護受給」となった場合、当施設を退居していただくこととなります。その場合、他の施設等への移行までの間は暫定的に当施設をご利用になることができます。

7 施設運営に関する周知

(1) 施設の「基本理念」、「運営方針」

① 基本理念

利用者の尊厳の保持と幸福を最優先に考え、今できる最善の支援を行う。

② 運営方針

ア 地域福祉推進への貢献

地域行事やボランティア活動等を通じて、地域の方々と交流を図り、地域の皆さまに喜んでいただける施設づくりを目指します。

イ 開かれた施設運営の実現

ご利用者をはじめ、ご家族、区民の皆さまに対し、積極的に情報を公開するとともに、ご家族等の参加、協力を得て、開かれた施設運営を目指します。

ウ 効率的経営への努力

区民の皆さまより信託された公立施設の運営にあたり、適正なサービス提供に努めるとともに、コスト削減に努め効率的な経営を目指します。

(2) 施設利用にあたっての留意事項

① 面会

出入り口警備の関係で、ご面会時間は朝8時30分から夜8時の間にお願いいたします。ただし、急変等緊急対応で来所の場合は、1階インターホンで警備にお申し出ください。

エレベーターをご使用いただくには、暗証番号が必要です。1階特養事務室受付カウンターにある面会者用丸型バッジの裏に暗証番号の記載があります。着用の上入館願います。ついては受付にて「登録者面会票」へのご記入及び面会者用丸型バッジの着用をお願いいたします。

ご面会に際して、緊急対応等やむを得ない事情の場合を除き、お車で来所されることはご遠慮ください。

② 外出

ご家族等の付添いによる外出は、施設の承諾により随時可能です。

③ 外泊

施設の承諾があれば基本的に制限等はありませんので、事前にお申し出ください。また、外泊の際には「外泊届」の提出をお願いいたします。

④ 飲酒・喫煙

飲酒は、基本的に制限はございませんが、喫煙につきましては、敷地内は全面禁煙となっておりますので、ご了承ください。

⑤ 所持品の持ち込み

紛失や怪我などの事故を防ぐため、刃物類（ハサミ、カッター等）、裁縫道具（縫い針等）等危険物の持ち込みはお控えください。また薬（軟膏、点眼薬含む）については、安全管理のため、持参時には必ず職員にお知らせ下さい。

⑥ 金銭及び貴重品の管理

金銭及び貴重品につきましては、施設では一切管理ができません。紛失事故を防ぐため、ご持参はお控え下さい。またご面会者ご自身の貴重品につきましては、自己管理を徹底していただきますようお願いいたします。

⑦ 施設外での受診

専門的な治療等が必要で、入所前に通院されていた医療機関への継続受診を希望される方につきましては、基本にご家族対応で受診をしていただいております。入所後の状態変化等で、専門的な治療が必要だと管理医師が判断し、ご家族等も了承された場合は、協力病院等に受診、入院していただくことになります。医療機関への受診の送迎につきましては、ご家族にもご協力をお願いします。

⑧ 選挙

選挙は公職選挙法（第49条（不在者投票））に基づき、当施設でも不在者投票をすることができます。

⑨ 宗教・政治活動等

施設内での宗教・政治活動等のご遠慮願います。

⑩ ペット

ペットの持ち込みはできません。

⑪ 写真の掲載等

施設での活動の様子を写真に撮り、施設内に掲示をしたり、「美竹だより」へ掲載させていただきます。

⑫ 郵便物の開封確認

渋谷区等行政機関からの送付物のうち保険証等については、開封のうえ内容物の確認を行い、必要に応じてご家族へ連絡をさせていただきます。

(3) 長期入院による居室のショートステイ活用

短期入所生活介護（ショートステイ）のベッドが満床で、緊急のご利用希望があった場合等に、ご利用者が長期入院される場合の居室を活用させていただければ幸いです。居室をショートステイに利用させていただいた場合、その期間居住費は発生しません。

(4) 施設の防災対策

施設の防災対策は、全館スプリンクラーの設置、消火栓、消火器、感知器、自動火災報知器、非常通報装置、非常口指示板等が設置されています。また、近隣町会と「災害応援協定」を取り交わしています。

8 緊急時の対応

事業者は、ご利用者の急激な体調の変化など、緊急の事態が生じた場合、速やかにご家族等に連絡をします。24時間必ず連絡が取れる方の連絡先を、別紙「緊急先連絡先リスト」にご記入願います。

また、ご利用者・ご家族の方で、緊急時に受診・入院を希望される病院がありましたら、その旨お書きください。

9 業務継続計画の策定

事業者は、災害や感染症の発生等において、入居者に対するサービスの提供を継続的に行い、非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画（BCP）を策定し、研修と訓練を実施します。計画については適時見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

10 身体的拘束等の適正化

事業者は、サービス提供にあたり、入居者の自由と尊厳の保持のため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないケアの実施に努め、身体拘束の適正化に取り組むよう努めます。利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合（利用者、他の利用者の生命、身体に危険が及ぶ緊急性、身体拘束以外に生命、身体に危険が及ぶことを防止できない非代替性、危険が及ばなくなった場合は直ちに解除を行う一時性の条件を全て満たした場合）は、「身体的拘束等の適正化のための指針」に基づいた対応を行うこととし、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を作成し、利用者及び家族に説明し同意を得ます。

1.1 事故発生の防止

事業者は、事故の発生又は再発を防止するため、「事故発生防止のための指針」に基づいた対応を行います。また、サービスの提供によって事故が発生した場合は、必要な措置を講ずるとともに速やかに区及び入居者の家族等に連絡を行います。

1.2 虐待防止

事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める措置を講じ、適切に対応していきます。

サービス提供中に、職員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待が疑われる場合には、入居者の保護とともに、速やかにこれを区に通報します。

1.3 感染症予防対策

事業所内において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備し、衛生管理を行うとともに入居者及び職員の健康を維持するよう努めます。

1.4 ハラスメント防止

事業所は、適切なサービス提供のため、職員の就業環境が害されることを防止するため、職場におけるハラスメント防止の方針と職員が遵守すべき事項を定めています。（また、事業所は労働契約法により、職員に対する安全配慮義務を負っていることから、入居者及びご家族等からの過剰要求や著しい迷惑行為（セクシャルハラスメント、身体的暴力、精神的暴力）に対して、厚生労働省「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」に基づき対応します。）

1 5 サービスに関する相談・苦情等の窓口

担 当 生活相談員
 電 話 03-5464-6800
 場 所 渋谷区美竹の丘・しぶや 1階 相談室
 受付時間 午前9時～午後5時（月～金、※祝日を除く）

※ 施設以外の窓口として、渋谷区役所、東京都国民健康保険団体連合会及び福祉サービス運営適正化委員会にも苦情等の相談窓口があります。

○渋谷区役所福祉部介護保険課介護相談係

電話 03-3463-3304

○国保連合会相談窓口専用（午前9時～午後5時まで、土・日・祝除く）

電話 03-6238-0177

○福祉サービス運営適正化委員会（午前9時～午後5時まで、土・日・祝除く）

電話 03-5283-7020

1 6 施設を運営する社会福祉法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 渋谷区社会福祉事業団	
代表者役職・氏名	理事長 長谷部 健	
本部住所・電話番号	東京都渋谷区渋谷一丁目18番9号 03-5464-6810	
運営する施設等	① 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	2ヶ所
	② ショートステイ（短期入所生活介護）	2ヶ所
	③ デイサービス（通所介護）	1ヶ所
	④ 地域包括支援センター	11ヶ所
	⑤ 母子生活支援施設	1ヶ所
	⑥ 障害福祉サービス事業所（生活介護）	1ヶ所
	⑦ 障害福祉サービス事業所（就労継続支援B型）	2ヶ所
	⑧ 授産場	1ヶ所
	⑨ 作業所	1ヶ所
	⑩ 保育所（認定こども園）	5ヶ所
	⑪ 保育所（認可保育園）	1ヶ所

介護老人福祉施設の入所にあたり、「介護老人福祉施設契約書」及び本書面「介護老人福祉施設重要事項説明書」に基づいて説明をしました。

令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<介護老人福祉施設事業者名> 渋谷区
<住所> 渋谷区宇田川町1番1号
<代表者氏名> 渋谷区長 長谷部 健 印

受託者

<受託者> 社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団
<住所> 渋谷区渋谷一丁目18番9号
<代表者名> 渋谷区美竹の丘・しぶや
施設長 國 副 隆 印

<説明者> 生活相談員

私は、介護老人福祉施設の入所にあたり、「介護老人福祉施設契約書」及び本書面「介護老人福祉施設重要事項説明書」に基づいて説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

<住所>
<氏名> 印

(代理人)

<住所>
<氏名> 印